

住民税のしくみが変わりました!

申告期限

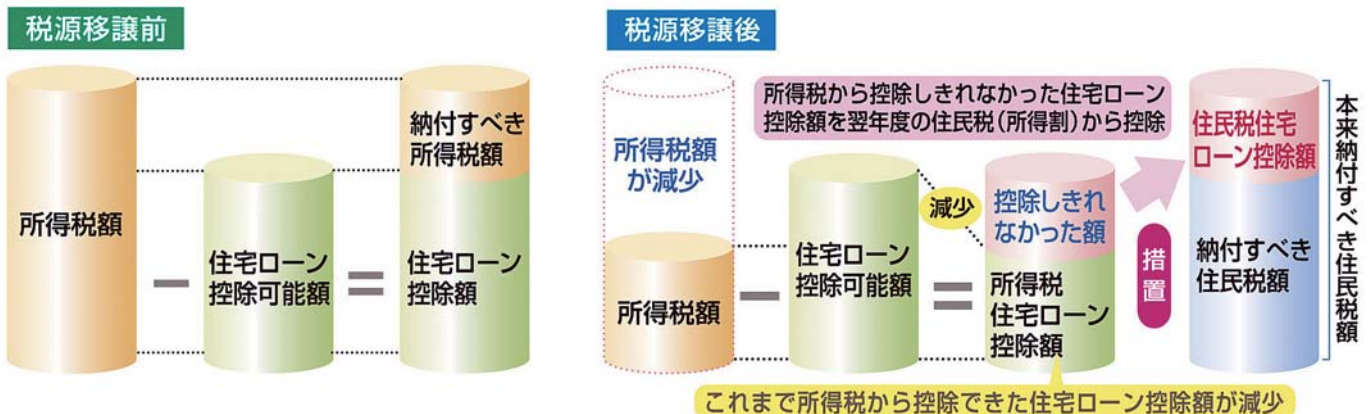
平成20年
3月17日
まで

**申告が
必要です!**

対象となる方は申告により住民税が軽減されます
**所得税から住宅ローン控除
額を引ききれなかった方**

控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村住民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して仙北市税務課へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに大曲税務署へ提出

住民税の地震保険料控除が創設されました!

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

● 損害保険料控除

平成19年度課税分まで

◇対象: 住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

● 地震保険料控除

平成20年度課税分から

◇対象: 住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円



住宅ローン控除 Q&A

Q 「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 「どういう場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 「平成19年以降に入居した場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。

（「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式（10年から15年に延長）」の選択制をとる特例が創設されています。）

住宅ローン控除モデルケース●夫婦+子供2人 給与収入700万円（住宅ローン控除可能額:27万円）の場合●

（単位:円）

申告しないと…

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

申告すれば…

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合 計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税（所得割）から控除します。

農業所得簡易計算（農業所得標準）で確定申告されている皆様へ

平成19年分の確定申告（平成20年2月からの申告分）からは農業所得簡易計算が廃止され、全て収支計算による申告となります。

収支計算を行うためには、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書の保存と、日々の取引の記録（帳簿）が必要です。スムーズに収支計算ができるように、次の日程で「収支計算移行説明会」を開催しますので、ご出席ください。

- 日時、会場：12月11日（火） 10：00～11：30 西木総合開発センター集会室（西木庁舎）
 12月12日（水） 10：00～11：30 田沢湖総合開発センター大集会室（田沢湖庁舎隣）
 12月14日（金） 10：00～11：30 角館交流センター 多目的ホール
 13：30～15：00 角館交流センター 多目的ホール
 ※角館交流センターでは、午前の部、午後の部に分けて行います。

◆収支計算とは…農業所得の計算は、他の事業所得と同様に、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算定する方法です。

収入金額

－ 必要経費

=

所得金額

◆収支計算を行うには…収入金額と必要経費の分かる書類から日々記録し、それを科目（収入、肥料費、農業費など）ごとに1年間の集計を行い、関係する書類を保存する必要があります。

■問合せ：仙北市税務課 TEL 43-1117